

2020年5月7日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

緊急事態宣言の延長に伴う 在宅勤務期間延長のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

政府による新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言の延長を受け、当社グループにおいても、在宅勤務期間を延長することと致しました。全従業員を原則在宅での業務とし、当該期間についての電話でのお問い合わせ等の対応は、休止とさせていただきます。

当該期間において、お問い合わせの際は当社ホームページの各種フォームよりご連絡いただきますようお願い申し上げます。

■ 期間

2020年4月8日（水）～5月31日（日）

■ 対象事務所

- ・スター・マイカ・ホールディングス株式会社
- ・スター・マイカ株式会社 本社・仙台支店・さいたま支店・横浜支店・大阪支店・福岡支店・札幌営業所・名古屋営業所
- ・スター・マイカ・レジデンス株式会社 本社・横浜支店
- ・スター・マイカ・アセット・パートナーズ株式会社
- ・スター・マイカ・プロパティ株式会社
- ・スター・マイカ・アセットマネジメント株式会社
- ・SMAiT株式会社

■ お問い合わせについて

下記のホームページの各種フォームよりお問い合わせをお願い致します。

<https://www.starmica-holdings.co.jp/contact/>

なお、6月1日（月）以降の対応および、当該期間中に当社事業所所在地域の一部で宣言解除が行われた場合の対応につきましては決定次第、ホームページにてお知らせ致します。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上